

参考① 幹事会に対する意見等一覧 北部建設事務所管内

1. 協議事項

○令和4年度の取組状況について【資料1】

	意見・質問等	事務局の回答・対応
三次河川国道事務所	資料の差し替え ・令和4年度江の川上流水害タイムライン第2回検討会 ・令和4年度江の川上流水害タイムライン第3回検討会	資料の差し替えを行いました。

○広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針【資料2】

	意見・質問等	事務局の回答・対応
意見なし		

○規約の改正について【資料3】

	意見・質問等	事務局の回答・対応
意見なし		

2. 報告事項

○要配慮者利用施設避難確保計画の進捗状況について【資料4】

	内容	事務局からの回答
意見なし		

3. その他

	意見・質問等	事務局の回答・対応
意見なし		

## 広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）規約

## （設置）

第1条 水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）」（以下「協議会」という。）を設置する。

## （目的）

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、広島県、三次市、庄原市、中国地方整備局、広島地方気象台が連携して、広島県北部建設事務所管内における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

## （協議会の対象河川）

第3条 協議会は、別表1の河川を対象とする。

## （協議会の構成）

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）も参加できる。

## （協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 現状の水害リスク情報及び各構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2 県管理河川の流域ごとに、水位情報に加え、避難情報等の発令に資する情報提供
- 3 その他、広島県管理河川の氾濫に関する減災対策において必要な事項

## （幹事会の構成）

第6条 協議会には、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）も参加できる。

## （幹事会の実施事項）

第7条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行う。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、広島県土木建築局道路河川管理課に事務局を置く。

2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を参集し、事前調整会議を開催することができる。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

本規約は、平成29年2月2日から施行する。

平成30年2月1日 一部改正

令和元年6月3日 一部改正

令和2年3月3日 一部改正

令和2年6月25日 一部改正

令和3年6月3日 一部改正

令和4年5月26日 一部改正

別表 1

一級河川江の川水系指定区間神野瀬川  
一級河川江の川水系指定区間布野川  
一級河川江の川水系指定区間馬洗川  
一級河川江の川水系指定区間西城川  
一級河川江の川水系指定区間比和川  
一級河川江の川水系指定区間戸郷川  
一級河川江の川水系指定区間国兼川  
一級河川江の川水系指定区間美波羅川  
一級河川江の川水系指定区間上下川  
一級河川江の川水系指定区間北溝川  
一級河川江の川水系指定区間板木川  
一級河川高梁川水系指定区間成羽川  
その他広島県北部建設事務所管内における指定区間内の一級河川

別表 2

広島県土木建築局長  
広島県北部建設事務所長  
広島県北部建設事務所庄原支所長  
三次市長  
庄原市長  
中国地方整備局三次河川国道事務所長  
広島地方気象台長  
  
(オブザーバー)  
広島県危機管理課  
中国地方整備局河川部

別表 3

広島県土木建築局道路河川管理課長  
広島県土木建築局河川課長  
広島県北部建設事務所次長(技術)  
広島県北部建設事務所庄原支所次長(技術)  
三次市危機管理監危機管理課長  
庄原市総務部危機管理課長  
中国地方整備局三次河川国道事務所副所長  
広島地方気象台防災管理官  
  
(オブザーバー)  
広島県危機管理課  
中国地方整備局河川部

広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針の実施状況について【北部建設事務所】

1 取組方針の取組事項について  
令和4年度の実施状況及び令和5年度以降の予定について記載してください。

項目	取組内容	実施時期	実施主体	R4の取組状況						R5以降の取組予定						具体的な取り組み内容	備考	
				広島県	三次市	庄原市	三次河川国道事務所	気象台	北部建設事務所	庄原支所	広島県	三次市	庄原市	三次河川国道事務所	気象台			北部建設事務所
<b>1 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組</b>																		
①洪水氾濫を未然に防ぐ対策	・県が管理する一級河川(指定区間)及び二級河川について、洪水による浸水被害を防止するため、「ひろしま川づくり実施計画」に基づき、洪水・高潮による社会経済被害の最小化に向けた計画的な河川整備を実施。	継続実施	県	実施中						実施中	実施中	継続実施					【広島県】ひろしま川づくり実施計画に基づき、洪水・高潮による社会経済被害の最小化に向けた計画的な河川整備を実施。	
	・河道が本来持っている流下能力を確保・維持し、浸水被害を軽減するため、「河川内の堆積土等除去計画」に基づき、一定規模の洪水により河川背後地において床上浸水被害が発生するおそれのある箇所などの浚渫工事などを優先して実施。	継続実施	県	実施中						実施中	実施中	継続実施						【広島県】管理基準に基づき対策が必要な箇所の浚渫工事などを実施し、引き続き河道が本来持つ流下能力の維持・確保を図る。 【庄原支所】河道浚渫を実施。
②水害対応タイムラインの共有・周知	・洪水予報河川及び水位周知河川において、河川の洪水時に住民、市町、県が取るべき行動を時系列に沿って整理し作成したタイムラインを開発機関と共有・周知。	継続実施	県 市町	実施中	実施中	実施中				実施中	実施中	継続実施	継続実施	継続実施				
	・毎年出水期前に開催する水防等連絡会において、水害対応タイムラインを再確認	継続実施	県 市町	実施中	実施中	実施中				実施中	実施中	継続実施	継続実施	継続実施				
③洪水浸水想定区域図・ハザードマップの作成・周知	・中小河川における洪水浸水想定区域図を作成し、ホームページ等への掲載により公表。 【令和3年度から順次作成・公表】	実施済	県	完了						実施中	実施中	対応終了					【広島県】洪水ハザードマップの作成支援。	
	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図や中小河川における洪水浸水想定区域図を基にした水害ハザードマップを作成し、印刷物の配布、ホームページへの掲載等により住民等へ周知。【洪水浸水想定区域図の作成状況を踏まえて検討】	随時	市町	実施中	実施中							継続実施	継続実施					
	・小・中学校を対象に想定される浸水深や実績の浸水深を示した標識を設置する「まるとまことハザードマップ」に取り組む。	R3~	県	実施中						実施中	未実施	継続実施						【広島県】計画的な実施。
④避難確保計画の作成・確認	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図や中小河川における洪水浸水想定区域図に基づき、市町の避難計画(避難所や避難場所など)を見直し住民等へ周知。【洪水浸水想定区域図の作成状況を踏まえて検討】	随時	市町	実施中	実施中							継続実施	継続実施					
	・毎年出水期前に水害対応タイムラインや水害ハザードマップ等を活用し、避難場所や避難経路及び危険箇所などを確認するなど、住民参加による実践的な避難訓練を実施。	継続実施	市町	実施中	実施中							継続実施	継続実施					
	・応急的な避難場所として、商業施設や高層ビル等を活用している市町の事例を情報共有。	R2~	市町	実施中	実施中							継続実施	継続実施					
	・国管理河川における広域避難体制の構築についての先行事例などの情報を共有。	R2~	国 県 市町	未実施	実施中	未実施	未実施					継続実施	継続実施	実施予定なし	検討中			
	・国が作成した「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引」等を対象施設に周知。	継続実施	国 県 市町	実施中	実施中	実施中	実施中					継続実施	継続実施	継続実施	継続実施			
	・地域防災計画への要配慮者利用施設の指定状況や施設における避難確保計画の作成状況等について情報共有。	継続実施	国 県 市町	実施中	実施中	実施中	実施中					継続実施	継続実施	継続実施	継続実施			
・関係機関と連携して、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を支援。	継続実施	国 県 市町	実施中	実施中	実施中	実施中					継続実施	継続実施	継続実施	継続実施			【広島県】安芸高田市で未提出施設を対象に講習会を実施。	
⑤洪水時におけるホットラインの実施	・洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町と県建設事務所(支所)において、河川情報に関するホットラインを実施。	継続実施	県 市町 気象台	実施中	実施中	実施中			実施中	実施中	実施中	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	【広島県】出水期までに各建設事務所及び市町のホットラインを整備する。	
	・市町長と気象台長及び市町防災担当者や気象台担当者において、気象情報に関するホットラインを実施。	継続実施	県 市町 気象台	実施中	実施中	実施中			実施中	実施中	実施中	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	【広島県】年度初めに各市町と調整。	
	・毎年出水期前の水防等連絡会においてホットラインの連絡体制や伝達内容を再確認。	継続実施	県 市町 気象台	実施中	実施中	実施中			完了	実施中	実施中	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	【広島県】年度初めに各市町と調整。	
⑥住民の避難行動を支援する防災情報の提供	・洪水予報河川及び水位周知河川等において、「広島県河川防災情報システム」により水位等の観測情報を提供。	継続実施	県	実施中					実施中	実施中	継続実施							
	・河川防災の出前講座、避難訓練、広報誌、広報番組等により「広島県河川防災情報システム」等の周知、防災情報メールへの登録促進。	継続実施	県	実施中						実施中	未実施	継続実施						【広島県】河川の出前講座の実施
	・「防災気象情報の伝え方に関する検討会」の提言を受けた防災気象情報の改善及び提供・安全知識の普及啓発。	随時	気象台						実施中					継続実施				
⑦避難行動に資する基盤等の整備	・新たに開発した簡易型水位計等の設置により、河川の防災情報の更なる充実・強化を図る。	継続実施	県	実施中						実施中	実施中	継続実施						
	・簡易型河川監視カメラの設置により、河川の防災情報の更なる充実・強化を図る。	継続実施	県	完了						実施中	実施中	対応終了						
⑧防災教育や防災知識の普及	・不動産関連事業者に対して、研修会等の場において水害リスクに関する説明を実施。	継続実施	県	未実施								継続実施			実施予定なし	実施予定なし		
	・小中学校等を対象とした河川防災の出前講座、避難訓練等において、水害対応タイムライン、水害ハザードマップや「ひろしまマイ・タイムライン」等を活用して、洪水時の住民の対応を周知。	継続実施	県 市町	実施中	実施中	実施中						継続実施	継続実施	継続実施	検討中	実施予定なし		【広島県】河川の出前講座の実施
⑨内水対策協議会等の開催	・総合的な治水対策として、今後の被害軽減のための内水対策検討会を開催。	継続実施	国 県 市町	実施中	実施中	未実施	未実施		実施中	未実施	継続実施	継続実施	検討中	検討中				

取組事項		実施時期	実施主体	R4の取組状況							R5以降の取組予定							具体的な取り組み内容	備考
項目	取組内容			広島県	三次市	庄原市	三次河川国道事務所	気象台	北部建設事務所	庄原支所	広島県	三次市	庄原市	三次河川国道事務所	気象台	北部建設事務所	庄原支所		
<b>2 水防活動の効率化、水防体制の強化</b>																			
①水防体制の確認・強化	・毎年出水期前の水防等連絡会において、県と市町間の水防連絡体制を再確認。	継続実施	県市町	未実施	実施中	実施中			実施中	実施中	継続実施	継続実施	継続実施			継続実施	継続実施		
	・毎年出水期前に、市町ごとに消防団(水防団)との連絡網及び連絡内容等を再確認。	継続実施	県市町	実施中	実施中	実施中			実施中	未実施	継続実施	継続実施	継続実施			継続実施	実施予定なし		
	・毎年出水期前の水防等連絡会において、洪水予報河川及び水位周知河川における危険箇所等を再確認。	継続実施	県市町	実施中	実施中	実施中			実施中	実施中	継続実施	継続実施	継続実施			継続実施	継続実施		
	・出水時の河川巡視や排水作業にあたる作業員の安全確保(退避)の考え方を整理し、情報共有。	継続実施	国県市町	実施中	実施中	未実施	未実施		実施中	未実施	継続実施	継続実施	実施予定なし	検討中		継続実施	実施予定なし		
	・消防団(水防団)員の募集、自主防災組織・企業等の参画を促すための広報を実施。	継続実施	市町(県)		実施中	実施中					継続実施	継続実施	継続実施						
②水防資機材の情報共有及び相互支援	・毎年出水期前の水防等連絡会において、各機関で備蓄している水防資機材の保管場所、内容及び数量等を再確認・共有。	継続実施	国県市町	実施中	実施中	実施中	実施中		実施中	実施中	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		継続実施	継続実施		
	・毎年出水期前の水防等連絡会において、国や県が所有する排水ポンプ車等の水防用機械を非常時に利用する場合の手続き等について再確認。	継続実施	国県市町		実施中	実施中	実施中		実施中	実施中		継続実施	継続実施	継続実施		継続実施	継続実施		
③河川管理者等による堤防の点検・監視の実施	・堤防について、河川管理者が「堤防区分の評価」と「河川背後地の社会的評価」による重要度を踏まえた区分区を設定し、点検を実施。	継続実施	県	実施中					実施中	実施中	継続実施				継続実施	継続実施			
	・堤防の状態確認や防災情報の共有のため、県と市町の合同点検を実施。【平成29年度から検討、順次実施】	継続実施	県市町	実施中	未実施	実施中			実施中	実施中	継続実施	継続実施	継続実施			継続実施	継続実施	【北部建設】県管理河川について県単独で実施。	
④関係機関が連携した水防訓練等の実施	・水害対応タイムラインを活用するなど、多様な関係機関、住民等の参加による実践的な水防訓練を実施。	継続実施	国県市町	未実施	実施中	完了	実施中		実施中	実施中	検討中	継続実施	検討中	継続実施		継続実施	継続実施		
	・河川防災ステーションを活用し、国、県、市町職員及び消防団(水防団)等を対象に、河川情報や気象情報の把握や水防工法など水防に係る研修を実施。	継続実施	国県市町	実施中	未実施	実施中	実施中		実施中	実施中	継続実施	実施予定なし	継続実施	継続実施		継続実施	継続実施	【広島県】水防工法講習会の実施	
	・毎年出水期前に水害対応タイムラインや水害ハザードマップ等を活用し、避難場所や避難経路及び危険箇所などを確認するなど、住民参加による実践的な避難訓練を実施。	継続実施	市町		実施中	未実施					検討中	継続実施	検討中						
<b>3 浸水を早く解消するための排水対策</b>																			
①排水ポンプ車の運用	・国と県で連携して排水ポンプ車の全県的な運用を実施。(県有排水ポンプ車：西部1台、東部2台、三原支所1台)(令和5年度中に具支所1台、北部1台を配備する。)	継続実施	国県市町	実施中	未実施	未実施	未実施		実施中	実施中	継続実施	検討中	実施予定なし	実施予定なし		継続実施	継続実施	【三次市】本市も排水ポンプ車を所有していることから、応援要請があれば対応可能である。 【北部建設】令和5年度中に排水ポンプ車配備予定。	
<b>4 異常豪雨の頻発化に備えたダムのはり水既納調節機能と情報の充実</b>																			
①事前放流の実施	・ダムのはり水協定に基づき、関係機関と連携した事前放流の実施、必要に応じた運用の見直し。	継続実施	県	実施中					実施中	継続実施						継続実施	継続実施	【広島県】はり水協定に基づき、事前放流の実施及び必要に応じた運用の見直し。	
②ダムのはり水情報に関するホットラインの実施	・ダム下流の市町と県建設事務所(支所)において、ダムのはり水情報に関するホットラインを実施。	継続実施	県市町	実施中	実施中	実施中			実施中	継続実施	継続実施	継続実施				継続実施	継続実施	【広島県】必要に応じた運用の見直し。	
	・毎年出水期前に水防等連絡会においてホットラインの連絡体制や伝達内容を再確認。	継続実施	県市町	実施中	実施中	実施中				実施中	継続実施	継続実施	継続実施				継続実施	継続実施	【広島県】適切な実施。

# 要配慮者利用施設における避難確保 計画の作成状況について

広島県土木建築局道路河川管理課

# 避難確保計画作成の義務化について

○要配慮者利用施設の「避難確保計画作成」及び「避難訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画作成・訓練の実施が義務化されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表される場合があります。
- ・令和4年9月末時点での全国の要配慮者利用施設（116,178施設）のうち、計画作成済施設は99,149施設（約85%）です。
- ・国土交通省は、令和3年度末迄に作成率を100%目標としており、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」を目指していますが、まだ100%には至っておりません。今後も継続的な働きかけをお願い致します。

## 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設）

### 社会福祉施設

（老人福祉関係施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、保護施設、児童相談所 等）

### 学校

（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校 等）

### 医療施設

（病院、診療所、助産所 等）

地域防災計画に規定

- ・避難確保計画作成【義務】
- ・避難訓練の実施【義務】



# 現在の全国進捗状況について(令和4年9月末時点)

## 水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況

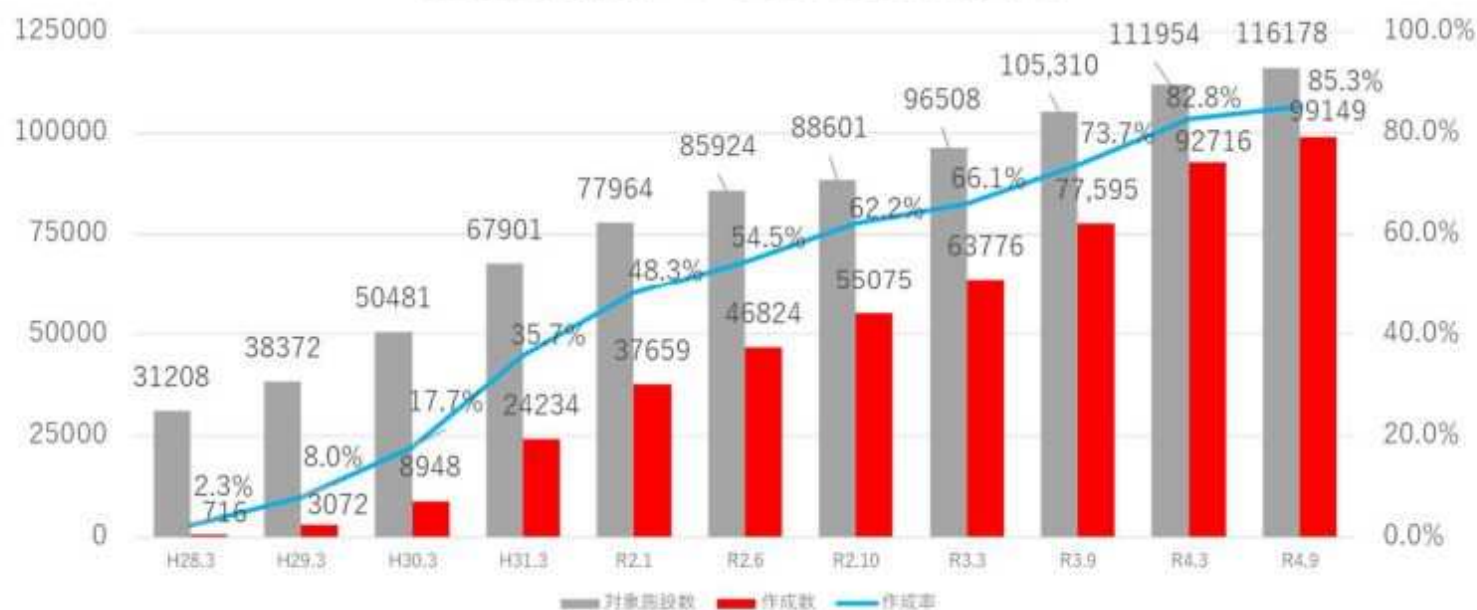
令和5年1月17日

- 令和4年9月末時点で、対象施設※は116,178施設、うち計画作成済みは99,149施設(約85%)。
  - 前回調査の令和4年3月末から6ヶ月間で4,224施設増え、作成率は83%から2ポイント増加。
- ※市町村の地域防災計画に定めた要配慮者利用施設

令和4年9月末時点

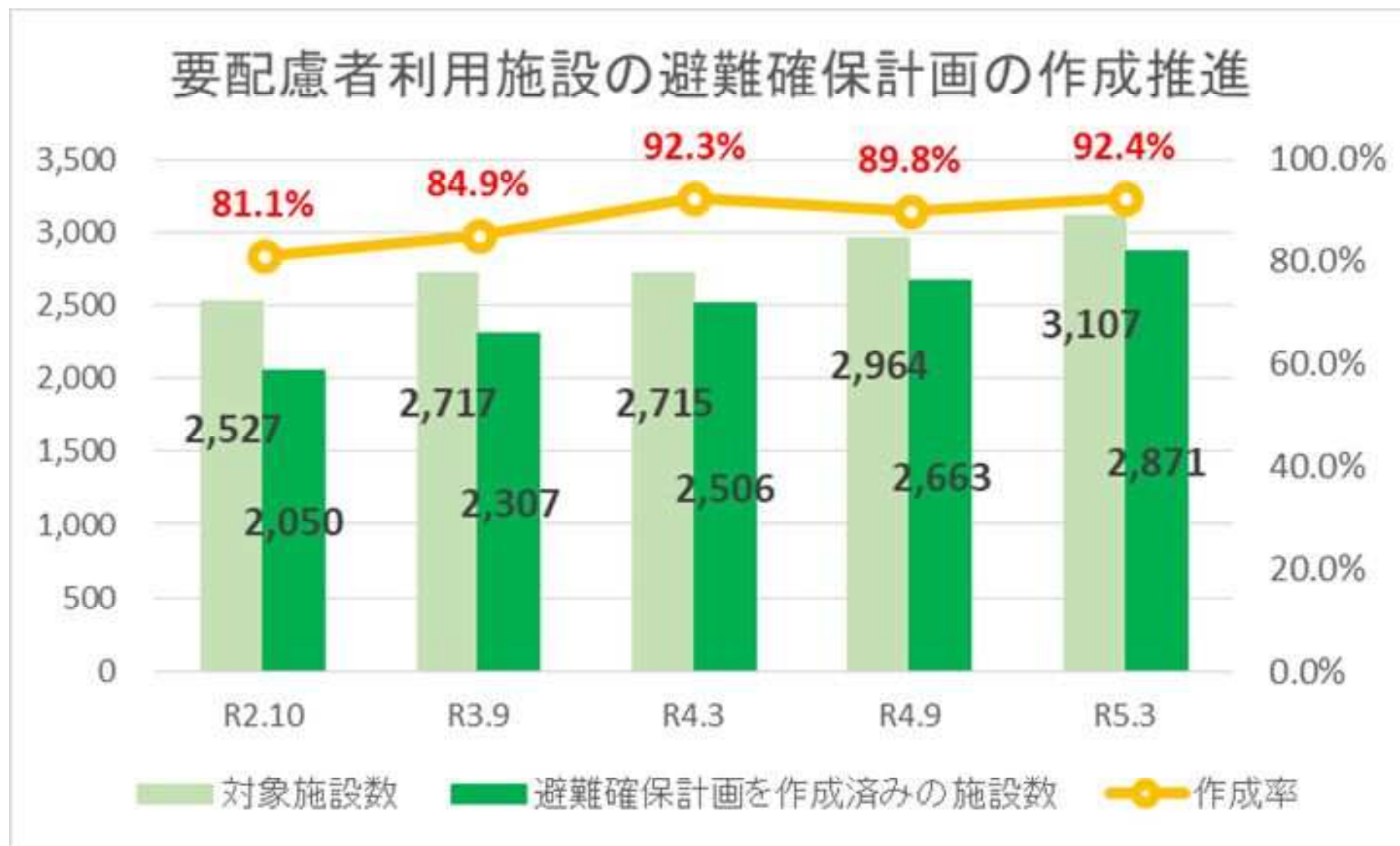
区分	対象施設	計画作成済み	作成率
要配慮者利用施設	116,178	99,149	85%
うち社会福祉施設	94,782	80,972	85%

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推移



# 県内の避難確保計画の作成状況について(令和5年3月末時点)

- 令和5年3月末時点で、県内の対象施設は3,107施設、うち計画作成済み施設は2,871施設で全体の92%です。
- 前回調査時から半年間で、策定率は増加しています。



# 避難確保計画の作成状況について

- 令和5年3月末時点での作成率100%の市町は次のとおりです。
- 今後も関係部署等で連携して、避難確保計画の提出に向けて継続的な働きかけをお願いします。

## 避難確保計画の作成率が

- 100%の市町 : 広島市、呉市、三原市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
- 100%未満の市町 : 竹原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸太田町、北広島町、世羅町
- 該当施設のない市町 : 大崎上島町、神石高原町

## 避難確保計画作成支援動画

### 「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

- 避難確保計画を作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時において、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtube.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省YouTube】

